

# 急ピッチに進む圃場整備事業

今年の冬は、例年になく雪積量が少なかったせいもあって、市内の圃場（ほ）場整備事業（土地区画整理）の工事は、予想以上に進んでいます。

農業の基幹とでもいえる、この圃場整備事業は、農業の機械化そして米の増産には欠くことのできない重要な事業として、各地で進められてきたところであり、日本の食糧基地をめざす、秋田県の圃場整備事業への取り組みは、真けんそのもので、現在、市内で工事が進められている事業の中には県営事業もふくまれています。（二井田地区）

このほか、積寒事業、構造改善事業としても、下記の地区で、土地改良区が主体になって進めているところですが、一枚の田んぼの面積30アール（3反歩）という広大な面積に区画されるこれらの農作業は、否応なしに、農業の機械化、共同化に向けて、方針変えをしなければならぬと思います。

新しい農業、そして生産性の向上をはかるための農業は、やはり圃場整備によって、それが可能であろうとも思います。そのためにも、現在進められている各地の事



業が「少なくとも、田植に間に合うまでに完成して欲しい」と願う農家のためにも、事業の進行には積極的にならばって欲しいものです。

幸い好天にめぐまれ、各地の工事も急ピッチに進められていることは非常にうれしいことで、今年の田植時には、区画された美田に一齐に田植ができるのではなかない、と思われま。

市内の圃場（ほ）場整備事業

施行地区	関係面積	事業費
折橋	14.07 ha	13,603,000円
曲田	18.60 ha	10,210,000円
沼館	42.10 ha	30,495,000円
餅田	72.10 ha	58,000,000円
粕田沢	101.40 ha	8,775,000円
二井田	80.80 ha	89,800,000円
岩本	49.70 ha	39,811,000円
権崎	19.30 ha	35,000,000円

## 国民年金

### 保険料の滞納は自分の損

年金制度は、老人になった人、または突然の事故などで生活がおびやかされるようなときに、国民全体がお互いの助け合いによって、お互いが健全な生活を維持できるように年金を支給しようとするものです。

そのため、国民年金に加入している人は、お互いに保険料（35才未満は月250円、35才以上は月300円）を出し合い、国もその半額に相当する額を同時に積み立て、これによって、加入者へ年金を支給する仕組みになっています。

ところで、この保険料を滞納しておりますと、いざ老令年金を受けようとするときや、交通事故などのように不時の事故でケガや死亡したときに、せっかくの年金が受けられなくなったり、また、受ける年金が少なくなったりすることがあります。

譬このように、保険料を滞納することによって、損をするのは自分自身です。保険料は期限内におさめようという心がけてください。

—43年度分は、今月中におさめましょう—

## 《44年度の》

# 固定資産税はこのようにして課税されます

昭和44年度の固定資産税は、1月1日現在で土地、家屋、事業用償却資産等を所有している方々に課税されます。課税にあたっては、国で定めた評価基準によって算出した課税標準に、100分の1.4を乗じて得た額が、固定資産税として賦課される仕組みになっていますがここでたいせつなことは、課税標準がどのようにして定められるか、そして、どんな特典があるか、だと思いますので参考までに、課税標準の算出方法を書いてみ

ました。なお、44年度の令書は4月早々、各納税者の皆さんに配付されますが、配付される前の3月1日～20日まで、あなたの所有している土地や家屋が記載されている課税台帳に、間違いがあるかどうかを見ていただきます。台帳に記載されている事項が間違っていれば、当然課税も間違っていることにもなりますので、台帳はできるだけ、見るようにしてください。

## 《課税標準の算出》

### 家屋

#### ① 従来からの家屋

43年中に増築をしない家屋については、43年度の価格そのまま課税標準になります。ただし、課税の特例が適用されていた家屋で、特例期間が過ぎた家屋は、課税標準が変更されます。なお、この場合は個別にご通知を差しあげます。

#### ② 43年中に新築された家屋

自治大臣の定めた評価基準によって評価され、課税台帳等に登録された価格で課税されます。その場合、つぎに該当する家屋は、地方税法および市税条例の規定によって、課税の特例が認められます。

#### ＜課税の特例＞

##### ◆ 新築住宅に対する減額

新築住宅で、もっぱらの居住のために使用している部分が85平方メートル以下の場合、その家屋に課税される固定資産税は、3年間、2分の1が減額されます（併用住宅等では人の居住に使用している部分）

##### ◆ 新築中高層耐火建築物に対する減額

新築された中高層耐火建築物で、地上階数3階以上を有し、もっぱらの居住のために使用している部分が、全体面積の3分の2以上の場合  
地上階数4以下の家屋は 5年間  
地上階数5以上の家屋は 10年間  
固定資産税の2分の1が減額されます。

◆ 防災建築街区造成法の補助を受けている防災建築物または、防火指定地域内に建築された耐火建築物で地上階数3以上または高さ11メートル以上を有する場合は  
地上階数3以下の部分については、5年間、2分の1の固定資産税が減額されます。

### 土地

43年中に地目の変換等がない土地は「昭和41年度以降の各年度分の固定資産税の特例」によって、つぎの負担調整措置が行われた額が、課税標準になります。

#### ① 宅地、林野、原野等（農地を除く）

新評価額＝39年1月1日現在で全国一斉に評価替えされ、現在、土地課税台帳に登録されている評価額が昭和38年度の評価額に対する上昇率の区分に応じ、前年度分の課税標準額に、つぎの負担調整率を乗じて得た額が、課税標準になります。

上昇率	負担調整率
3倍未満	1.1
3倍以上	1.2
8倍未満8倍以上	1.3

（計算例）：……宅地100坪の場合  
38年度評価額 → 新評価額

○坪当り 1,000円×100坪＝100,000円  
6,500×100坪＝650,000円

○上昇率 650,000円÷100,000円  
＝6.5倍 → 負担調整率 1.2

○44年度課税標準額の出し方  
39年 100,000円×1.2 ＝ 120,000円  
40年 100,000円×1.2 ＝ 120,000円  
41年 120,000円×1.2 ＝ 144,000円  
42年 144,000円×1.2 ＝ 172,800円  
43年 172,800円×1.2 ＝ 207,000円  
（43年度課税標準額）  
207,000円×1.2＝248,000円……44年度課税標準額

#### ② 農地

前年度の課税標準額がそのまま、ことしの課税標準になります。

#### ③ 償却資産

昭和44年1月1日現在の価格が課税標準となります

## 《免税点……（非課税）》

土地や家屋を所有していても、課税標準額の合計がつぎの額を下まわる場合は、固定資産税はかかりません。  
土地 …………… 80,000円未満

## 議会の活動

(44.1.16～44.2.15)

### ○ 決算特別委員会

昭和42年度決算特別委員会は、次の日程により開会し合併により引き継いだ旧花矢町の決算7件を含む昭和42年度各会計決算22件は、全部認定することに決定いたしました。

- 1月20日 決算説明、監査報告
- 1月21日 書類審査
- 1月22日 //
- 1月23日 款別および会計別審査
- 1月24日 //
- 1月25日 総括質問、意見調整

### ○ 教育産業常任委員会

2月13日 付託された請願2件、陳情6件について審査し、次の陳情5件は採択と決定しましたが、そのほかは次回に継続審査することになりました。

- (1) 陳情第18号工業試験場大館指導所の存置について
- (2) 陳情第39号県立大館工業高等学校定時制課程被服科実験実習室建設に関する地元協力方について
- (3) 陳情第40号二井田小学校の新築について
- (4) 陳情第43号商工会に対する補助金増額方について
- (5) 陳情第47号大館市立釈迦内小学校校舎改築について

### ○ 建設水道常任委員会

2月14日 付託された陳情4件について審査し、次の陳情2件は採択と決定しましたが、そのほかは次回に継続審査することになりました

- (1) 陳情第2号市道の側溝整備について（芦田子部落）
- (5) 部落内道路の拡幅について（新沢部落）

所得 税金

申告に三月十五日まで忘れると損をします

家屋 償却

《園

市では、皆さんに届くこの台帳ある場合は、文

台帳を

◆期間＝3

◆時間＝日

◆場所＝

の

観覧場所

真中出張

二井田出

十二所出

△この日

せしま

○所得

所得税の5日までこの確定で計算し、するための地方税のまでですが民税の申告

なお、確

市町村に根

ので、ご利